「三田学会雑誌」111 巻 2 号（2018 年 7 月）

近代中国東北部における農業水利組織（1913〜1943 年）

——撫順県を事例に——

ドルネッティ，フィリッポ *

（初稿受付 2018 年 3 月 12 日，査読を経て掲載決定 2018 年 8 月 2 日）

The Organization of Paddy Field Irrigation in Modern Northeast China (1913–1943):

The Case of Fushun County

Dornetti, Filippo *

Abstract: This case study concerning Fushun County, Fengtian Province, analyzes the evolution of the organization devoted to the paddy field irrigation in Northeast China during the first half of the 20th century. The aim of this study is to clarify the historical context behind the formation of water irrigation associations while under the rule of the puppet state of Manchukuo. As rivers served as the main source of water for the paddy fields in Manchuria, particular attention will be paid to the hydrological features of rivers in Fushun, and how peasants coped with the flooding and droughts that frequently beleaguered this area.

Key words: Manchuria, irrigation, cooperative, Concordia Association of Manchukuo, Fushun County

JEL Classifications: N55, N35, Q15

* 慶應義塾大学文学部
Faculty of Letters, Keio University
filippodorn@gmail.com

はじめに

本稿は，奉天省（現在のほぼ遼寧省）撫順県を事例として，水田開発の実態と関連づけて，辛亥革命直後から満洲国後半期にかけての中国東北部における水利組織の史的展開を明らかにすることを課題とする。(1)

中国東北部では20世紀初頭に水田開発が本格化したが，満洲事変以降，水田化のペースは一層加速した。「満洲国」（以下「」を省略する）設立以前の1924年から1931年にかけて，水田面積は約5万7,000 haから約8万2,000 haへ増加する一方，満洲国期の1932年から1945年にかけては，およそ6万3,000 haから34万9,000 haへと急増した。(2) こうした米生産については，様々な視点から研究が蓄積されてきた。

近年になり，満洲国の農業政策に関する分析は著しく進展した。以下では近代中国東北部における水田開発に関する先行研究を紹介するとともに，残されている課題についても触れていきたい。従来，満洲国の農業政策の実績に関しては消極的な評価が通説となっていた。例えば飯塚靖は，満洲国建国当初の「満洲国経済建設要綱」で農業部門が軽視され，一方で1937年の「満洲国産業開発五ヶ年計画」で重視された食用作物，飼料作物，工芸作物の増産と1938年の「五ヶ年計画の修正」による食糧生産拡張の失敗を強調した。(3) 飯塚は，この失敗の要因として，満洲国による農産物流通機構の掌握の不十分さや，経済統制化に対する農民と糧桟（穀物問屋）の抵抗を指摘した。それに対して，中兼和津次と山本有造は，満洲国後期には既存の大豆モノカルチャー構造から脱し，水田拡張を含む農作物の構成が本格的に多角化したことを強調する。その背景として1925年以降の満洲大豆の世界市場における需給の変化を挙げ，農作物の多角化を目標とした満洲国建国期の農業基本政策の実施を再評価している。(4) こうした先行研究によって満洲国の農業政策に対する評価に重要な見直しが加えられたとはいえ，水稲増産政策の展開について，満洲事変以前期と満洲国期の両時期

---

(1)　本稿の作成は，文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成26～30年度，慶應義塾大学，ユーラシアにおける「生態経済」の史的展開と発展戦略）の一環として行われた。

(2)　山本有造「『満洲国』農業生産力の数量的研究」『アジア経済』第38巻第12号（1997年12月）39頁。1931年–1932年にかけて水田面積が減少した背景には，1931年の「満洲事変」に伴う治安の混乱と数度に渡る水害による，水田の廃耕地拡大があった。同上，91頁，98–99頁。

(3)　飯塚靖，風間秀人「第七章　農業資源の収奪」浅田喬二，小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配：十五年戦争期を中心に』（時潮社，1986年）423–545頁。農事合作社による農作物の流通機構の統制の実態については，浜口裕子『日本統治と東アジア社会：植民地期朝鮮と満洲の比較研究 』（勁草書房，1996年）209–242頁を参照。

(4)　中兼和津次「旧満洲（現東北三省）の地域別農業生産構造：地域別中国研究への一接近」『一橋論叢』第87巻第5号（1982年5月）606–628頁。山本有造「『満洲国』農業生産力の数量的研究」『アジア経済』第38巻第12号（1997年12月）32–47頁。

を通観する視点に立った研究が十分に尽くされたとは言い難い。

以上の政策史研究の進展とともに，20 世紀前半の満洲における米作の発展過程に関しては，農法の技術移転と栽培品種の開発を視野に入れた研究が盛んになっている。満洲への水稲栽培法のトップダウン型移転を重視する研究も多い。例えば湯川真樹江と山本晴彦は，満鉄農事試験場による日本種と耐寒性のある「改良種」の開発過程を[5]，李海訓は日本から大陸への耐寒性・早生品種と窒素肥料の伝搬過程を解明した[6]。他方では，朴敬玉は，満洲における水田栽培法を満洲への朝鮮人移民の定住過程と関連づけ，ボトムアップ型の農法移転説を提唱する[7]。近年では，朝鮮人移民が満洲における水稲栽培の技術移転に重要な役割を果たしたことが明らかになってきた[8]。なお朝鮮人は満洲に，種子だけではなく用水施設に関する土木技術も持ち込んだが，先行研究がこの点を十分に取り扱ってきたとは言い難い。また，ここで言う用水施設とは主に水路によって河川から水田に水を流入させるものであり，河川の流水量の変動は水稲耕作に著しく影響を与えていた。農家にとっては，それぞれの地域において与えられた水資源を，用水施設によっていかに安定的に田圃に供給できるかが，重要な課題である。したがって，満洲における水田造成を技術面から研究する際には，地域の自然環境を，その自然環境に対応するべく設置された水利施設の態様とともに検討する必要がある。

中国東北部における水稲栽培に関して重要な成果を挙げてきたのが，拓殖会社の経営史的な実証研究である。それらは水稲耕作の諸主体の動向から満洲水田開発の解明に寄与したが，研究対象としては特に日本の国策会社の営業実態が注目されてきた。1970 年代には浅田喬二が，満洲国期における日本人の土地所有の法制的保証獲得と，半国営会社の東亜勧業株式会社・満鮮拓殖株式会社・満洲拓殖株式会社による水田開発の過程を明らかにした[9]。満洲事変以前における東亜勧業による水田化事業の限界の要因に関しては，浅田は日本人による地主的土地所有を制限した商租権問題を強調する一方，江夏由樹は東亜勧業が「皇産」という皇帝の私有地などの伝統的な権利関係を内包したままで農場を設立したことから，その土地経営の基盤が脆弱化したことを指摘した[10]。満洲事変以

---

(5)　湯川真樹江「満洲における米作の展開　一九一三–一九四五：満鉄農事試験場の業務とその変遷」『史學』第 80 巻第 4 号（2011 年 12 月）329–358 頁。山本晴彦『満洲の農業試験研究史』（農林統計出版，2013 年）。

(6)　李海訓「近代東北アジアにおける寒冷地稲作と優良品種の普及：もう 1 つの「緑の革命」」『社会経済史学』第 79 巻第 2 号（2013 年 8 月）213–233 頁。

(7)　朴敬玉「朝鮮人移民の中国東北地域への定住と水田耕作の展開：1910～20 年代を中心に」『現代中国，研究年報』第 82 号（2008 年）67–80 頁。

(8)　朝鮮人による灌漑施設の建設については，満洲事情案内所編『満洲河川誌』（1940 年）253 頁；遼寧省地方志編纂委員会公室主編『水利志』（瀋陽，遼寧民族出版社，2001 年）130 頁を参照。

(9)　浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制：台湾・朝鮮・「満洲」における日本人大土地所有の史的分析』（龍渓書舎，1989 年）（第 1 版 1968 年）167–251 頁。

(10)　江夏由樹「東亜勧業株式会社の歴史からみた近代中国東北地域：日本の大陸進出にみる『国策』と『営利』」江夏由樹［ほか］編 『近代中国東北地域史研究の新視角』（山川出版社，2005 年）43–69 頁。

降の国策会社による水田開発に関しては，東亜勧業が設置した「安全農村」の役割が明らかになりつつある。また，従来の研究は植民地機構による朝鮮人の統制政策・移民政策の観点から「安全農村」を分析してきたが，朴敬玉の近年の研究は，濱江省珠河県における「安全農村」による土地の買収，営農の実態と水田拡大の実態を明らかにしている。(11) さらに，日本人の民間企業による水稲栽培の解明も進んでいる。例えば白田拓郎は，日露戦争後に事実上満鉄の統治下にあった満鉄附属地の場合は，新田開発がある程度進展したが，満鉄附属地外では日本人による水田化に限界が見られたことを明らかにした。(12) こうした経営史研究は満洲農業史に関する理解に著しく貢献したものの，主に日本人経営者の動向を中心として議論を進めたため，中国人経営者と朝鮮人が結成した組合による水田開発については軽視してきた傾向があると言えよう。(13) また，中国東北部における水稲耕作の拡張に関しては，中国人地主と朝鮮人小作人との利害対立が内包されており，この対立をどう調整するかという問題が水田開発を進めるためには不可欠な課題となっていた。1910～40 年代の長期間における水田開発の展開を検討するにあたっては，水利組合を含む多様な水田経営と，中国人・朝鮮人の動向を視野に入れて実証的に考察する必要があるのである。

本稿では，上記の課題を踏まえて，撫順県を事例として，1910 年代から 1940 年代にかけての水田化の実態と農業用水利組織を規定する制度的展開の特徴を，河川の自然的条件にも留意して明らかにしたい。特に 1930 年代の撫順県において満洲国下の水利組合の設置過程を明らかにし，「撫順前甸子協和水利社」（以下は協和水利社）という複数村落の中国人地主と朝鮮人小作人を組合員とする水利組合による水田開発について考察する。以下，上述した先行研究の問題点と関連させて，本稿における分析の視点と論文の構成を示す。撫順県における水田開発の動向を分析するにあたって，撫順県を流れる主な河川である渾河の特徴と，その水田化に果たした役割に関する考察が重要な出発点となる。この予備的な検討が第 1 節の内容である。第 2 節では，日本の国策会社のみならず多様な経済主体に注目しつつ，撫順県の水田拡張の過程を水田化の実態に関する考察を通じて解明する。具体的には，異なる地理的な特徴をもつ同県の三つの水田地帯を個別に検討することにより，その水田化の多様な展開過程と灌漑施設の様相を浮き彫りにする。また，水田拡張とともに，農家が河川の旱魃と氾濫にいかに対応していたかについて，それぞれの水田地帯において創設された水利施設に焦点を当てて議論する。第 3 節では，上の分析で明らかにされた水田開発を，水利組織の側面から改めて照射したい。特に，張作霖政権期から満洲国の敗戦直前にかけての奉天省の農業用水利組織の史的展開の中で進められた，撫順県の協和水利社の結成過程と同組合による水田化の実

---

(11) 朴敬玉「満洲国における『安全農村』の建設と朝鮮人農民：濱江省珠河県河東村を中心に」『近きに在りて』第 57 号（2010 年 6 月）68–82 頁。

(12) 白田拓郎「一九一〇年代『満洲』水田事業」『日本歴史』第 737 号（2009 年 10 月）64–80 頁。

(13) 在満朝鮮人の水利組合の事例については以下の資料で確認できる。南満洲鉄道株式会社経済調査会『満洲農業資源調査報告』第 1 巻，第 2 巻，第 4 巻，第 5 巻（1935 年）。

地図　撫順県北部における農業地帯（1932 年）

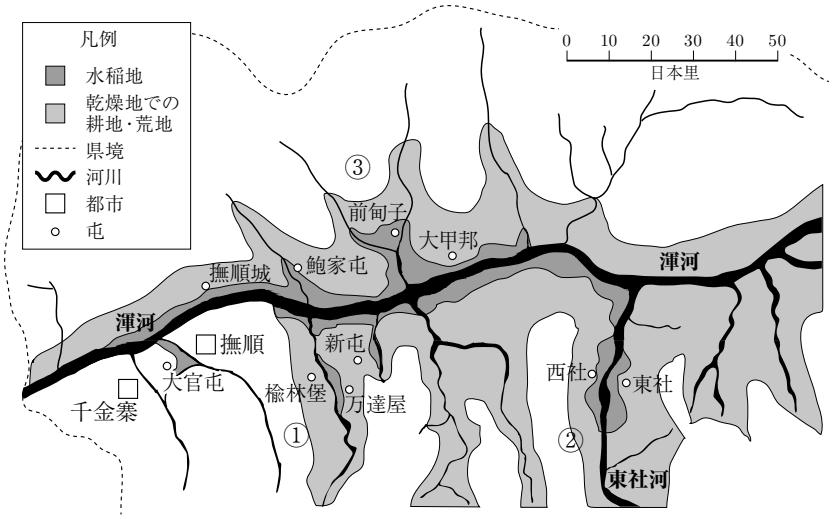

出典：「宣統撫順県志略」（1911年）趙宇航等『宣統撫順県志略. 民国興京県志. 宣統昌図府志. 民国昌図県志. 宣統康平県郷土志. 康熙鐵嶺県志』南京：鳳凰出版社，大日本帝国陸地測量部『満洲五万分一』（1933年）を参考にして作成。

態を明らかにする。

本稿で研究対象となっている撫順県は，奉天省の主な水稲耕作地の一つであり，1930 年代の満洲において，撫順米はその良質さで有名であった[14]。この生産地を取り上げた理由は，第一に，本県では国策会社が確保した農地が比較的に狭く，国策会社以外の水田経営者の動向を検討できるからである。第二に，撫順県は満洲の水田地帯の典型的な地理的特徴をもつためである。すなわち，他の地域のように撫順県では水田が沖積地帯に展開しており，水田は河川の頻繁な水害に見舞われていた。そして第三に，撫順県における水利組合の設置は実験的な性格をもっていたため，撫順県の水利合作社の検討を通じて，中国東北部における水利組合制の実績と政策的限界に迫ることが可能だからである。

1.　撫順県における渾河河岸の自然環境

撫順県の地形は基本的に山地からなっており，主な平地は撫順県北部の渾河の沖積平野にある。その他の地域は，多数の山間の断層盆地と谷盆地に分類される。撫順県の主な河川は同県北部を流れる渾河である（地図を参照）。渾河は遼河の支流であるが，渾河を含む遼河流域は南満洲最大の流域面積をもつ。渾河は水源地である清原県から，撫順や奉天などの都市とその周辺地が含まれる奉

（14）「満洲米作と品種」『中外商業新報』1926 年 3 月 8 日。

天省を流れる河川であった。渾河の全長は 415.4 km に達し，その流域面積は 1 万 2,216.39 km^2 と記録されている。[15]

撫順県の平地は農業に適した肥沃な土地だったが，撫順県を含めた中国東北部は長年に渡り自然災害に見舞われていた。遼寧省区域内における 1791 年から 1911 年にかけての水災は 78 回にのぼっており，一方で一般の洪水の頻度は 1.55 年に 1 回，大洪水は 30 年に 1 回であった。[16] 撫順県の場合，1888 年～1949 年の間に 15 回の洪水と 8 回の旱魃が起きた。[17] 1910 年代から 30 年代にかけての自然災害の発生状態を詳細に見ると，洪水は 10 年代に 6 回，20 年代と 30 年代にはそれぞれ 5 回発生した。旱魃の発生は洪水より少なかったが，1910 年代には 3 回，20 年代および 30 年代には各 2 回だった。すなわちこの地域では，河川の旱魃と洪水が平均して 4～5 年周期で発生していたのである。ただし，20 年代後半以降になると，旱魃被害が増大していく傾向が記録されている。[18]

頻発する水害の要因は，満洲が大陸性モンスーン気候に属し，特に南満洲では降水の季節性が著しかったことにある。そのため遼河流域の場合，河川流水量は季節による増減が激しく，最大の増水期は 7・8 月であり，解氷期の 3・4 月に流水量は最も減少した。[19] さらに，自然災害発生の要因として，遼河流域の地形が挙げられる。満洲における河川流域の地質構成は軟弱であるため，沈降量が大きく，石，砂，泥，粘土などの堆積が著しかった。そのため，川底が隆起し，流路変化により，洪水が頻発することになった。しかし，自然災害を避けるために必要な河川統制は，20 世紀後半に至るまでほとんど行われていなかった。[20] また，日本人・中国人による経済活動の展開も渾河の水害発生の要因となった。第一に，近代満洲の森林伐採が当時の遼河水系の水量の激変の原因となったと考えられる。遼河水系が広がる奉天省，吉林省の森林被覆率は 19 世紀末の時点で 60％強であったが，1949 年には遼寧省で 20％弱，吉林省で 30％にまで低下した。[21] 第二に，20 世紀前半の満洲における都市化と工業化に伴い，水需要の増加が河川流量の減少を招き，河川環境に著しい影響を与えたことが重要である。撫順の主な給水施設は，渾河本流の南岸に所在する炭鉱区域に設置された永安橋水源地におかれた。水量需要の増加に応じて，次第に永安橋水源地が拡張され，1928 年には大官屯の工業用水源地が新設された。1908 年から 1931 年にかけては，撫順の炭鉱用水量の需要は年平均一日 2,000 m^3 から 3 万 m^3 へ，市街地一般用水は 2,000 m^3 から 2 万 7,000 sm^3 へという著

---

(15) 遼寧省地方志編纂委員会公室主編『水利志』（遼寧民族出版社，2001 年）30 頁。
(16) 同上，49 頁。
(17) 社景琴『撫順県志』（遼寧人民出版社，1995 年）125–127 頁。
(18) 同上，127 頁。
(19) 遼寧省地方志編，前掲書，33 頁。
(20) 谷光世「満洲河川誌」東北亜研究所編輯 『満蒙地理学史風俗誌叢書』第 122 巻（景仁文化社，1995 年）210 頁。遼寧省地方志編，前掲書，19 頁。清朝期・中華民国期の遼寧省の堤防の建設に関しては，遼寧省地方志編，前掲書，221–230 頁を参照。
(21) 永井リサ「第三章　消えた豹の森：鴨緑江流域森林開発から見た中国東北森林消尽過程」井上貴子編著『森林破壊の歴史』（明石書店，2011 年）84 頁。

しい増加を示した。30 年代になると，水量需要はさらに増加した。1933 年において一般用水源地設備が 50％程度増大され，消費水量は 35 年に一日 4 万 m^3 となり，26 年の二倍に増加した。そして，発電所，製油工場の大拡張，石炭液化，軽金属工業の事業が開始され，諸工業の隆盛に伴い急激な消費水量増大の予想のもと，1936 年に設備拡張の 3 ヶ年継続の計画が樹立された[22]。こうして，30 年代以降，撫順の水消費がさらに増加した。撫順の上水道の建設が地方の帯水層と河川環境に著しい影響を与え，30 年代に旱魃の被害の拡大を招いたと考えられる。例えば，1935 年の撫順県において渾河の河川水の流出量が著しく減少する中，飲料用水と工業用水のために渾河下流の河川水を大量に利用しようとした撫順炭鉱と，渾河上流の河川水を利用する農家の間で水利用をめぐる衝突が起きた[23]。

満洲においては，主な水利施設は溜池・井戸水による灌漑と，「河流を遮断し停滞する水を水門から水路に導入」する引水施設であったが，30 年代にはまだ前者は特殊な場合に限られており，一般的には建設費の低い後者が利用されていた[24]。ただ，以上のような河川水供給の不安定な状態は満洲の他の地域でも記録されたが，その解決策として「河川の上流適当なる地点に貯水池を設け洪水を調節し渇水の供給に充てこれを効率的に配分し計画的に利用せんとする[25]」ことが挙げられた。しかし，20 世紀前半の渾河の場合には，貯水池の建設と河川統制が行われていなかったため，撫順県における農業生産に大きな影響を与えることになった。特に，渾河の氾濫は河岸近辺に作られた水田と畑地に被害を与え，水田開墾は不安定な展開を見せた（第 2 節を参照）。また，30 年代に被害が拡大していく旱魃は，乾燥農法が行われている畑の耕作には大きな影響を与えなかったが，その一方で河川から水を流入させる水稲耕作には著しい影響をもたらした。特に，後述するように渾河の頻繁な氾濫は，撫順県で十分な水利施設が作れなかったことが阻害要因の一つであった。

2.　撫順県における水稲栽培の動向と灌漑施設（1909 年～1941 年）

撫順県では 1909 年に水稲耕作が始まったが，県内の水田の総面積は 1940 年には 65,100 畝[26]に到

---

(22)　南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革史　下巻』（龍渓書舎，1977 年）961–963 頁。

(23)　『在奉天総領事館/1』外務省資料館・外務省記録・E 門・4 類・3 項・1 目，満蒙各地に於ける朝鮮人の農業関係雑件，第六巻，（B-E-4-3-1-6-006）（外務省外交資料館）215–216 頁。

(24)　奥田享，工藤要「満洲水稲作の社会的諸条件」『満鉄調査月報』第 21 巻第 13 号（1941 年 12 月）132 頁。

(25)　橋内徳治「河水統制事業に就いて」満洲土木学会『土木満洲』第 1 巻第 9 号（1941 年 12 月）23 頁。日本本国においても，昭和恐慌の後，水田開発を促進する目的で，大規模な貯水池の建設が行われた。例えば，群馬県福岡市三名川貯水池については，関口覺「農業水利権をめぐる合意形成の展開過程：群馬県藤岡市三名川貯水池の事例を中心に」『農村研究』第 102 号（2006 年 3 月）42–56 頁。

(26)　1 畝（ムー）はほぼ 614.4 m^2。

達するなど著しく増加した。[27] まずは，撫順県における主な水田地帯の灌漑施設の違いに注目してみよう（前掲の地図を参照）。渾河南岸に位置した①地域は，千金寨（1907 年～1931 年）と永安台（1932 年以降）という撫順の市街地に近く，古城子，楊柏堡の採掘施設に近接する炭坑地区内にあった。この地域では，渾河からの河川水の流入とともに，農業用水としては日系拓殖会社が提供した鉱水を利用した。渾河北岸に位置する③地域では 1930 年代に協和水利社が結成されたが，それ以前の前甸子などの村落では，氾濫が頻発する渾河からのみ河川水の流入が見られた。②地域は渾河支流の東社河両岸に広がる地域であり，農民は灌漑施設を通じて東社河から引水した。②地域は傾斜が多く，河川水流の速度は速かったが，洪水は比較的少なかった。[28]

撫順県における水田面積の動向を，同県における水田開発の開始から撫順朝鮮人民会の設立前年にかけての第一期（1909 年～1918 年），同民会の設立から満洲国設立にかけての第二期（1919 年～1932 年），満洲国設立の翌年から太平洋戦争の開始にかけての第三期（1933 年～1941 年）の三つの時期に区分して検討しておこう。第一期の水田面積の拡張の推移を見ると，1914 年の 197.87 畝から，24 年の 27,000 畝に増加したことが分かる。[29] すなわち，10 年代前半に水稲栽培が実験的に行われ，その展開は当初は緩慢なペースであったが，10 年代後半になると水田化は加速した。それは，奉天省公署が水田開発への本格的介入を開始したからである。1913 年に奉天省公署が設置した奉天水利局が（第 3 節を参照），10 年代末の撫順県における灌漑施設の建設への奨励事業を通じて，水田の開墾過程を円滑化させた。例えば，1918 年に砂と石から成る大東洲の堰が建設され，前甸子など渾河両岸の村落に引水することによって広大な水田が作られた。[30]

水稲の栽培方法が知られていない満洲では，20 世紀の初頭に朝鮮人移民が水稲栽培の技術を移転して，水田開墾の主な労働力を供給していた。[31] 撫順県の場合，1933 年に附属地内における農業人口全体の 3,501 人のうち，朝鮮人は 2,096 人であった。[32] 同年，附属地外においては，農業人口全体の 18,437 人に対して，朝鮮人は 6,406 人であり，そのほとんどが水稲栽培に努めていた。[33] 1909 年に締

---

(27) 満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1942 年），『満洲農産統計　昭和 15 年』（1940 年）52 頁。

(28) 遼寧省地方志編，前掲書，20 頁。

(29) 南満洲鉄道株式会社地方部地方課『南満洲米作概況　産業資料其一　大正三年』（1914 年）10–12 頁，「撫順要覧」東北亜細亜研究所編輯『満蒙地理学史風俗誌叢書』（景仁文化社，1995 年）。

(30) 杜景琴，前掲書，463 頁。

(31) 朴敬玉『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』（御茶の水書房，2015 年）。この時期には，在満日本人の媒介なしに，朝鮮人移民が中国人地主から土地を租借して水田を開くケースも出現する。例えば，撫順の場合，1910 年鮑家屯では朝鮮人農民である宋秉植と金萬里が，その土地の中国人から土地を借り受けて開田したと記録されている。南満州鉄道地方部農務課『満洲の水田　産業資料其十四』（1932 年）3 頁。また，表 2 にまとめた日系拓殖企業の事例で確認できるように，水田小作人は主に朝鮮人であった。

(32) 満鉄地方部農務課『南満洲鉄道附属地農事統計』（1934 年）72–73 頁。

(33) 満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1942 年）26–27 頁。

表 1　水田地帯別撫順県における水田面積の推移

（単位：畝）

水田地帯		1914 年*		1923 年		1934 年#	
			%		%		%
①	満鉄附属地内地域，万達屋，楡林堡，大官屯	26.44	13.36	（1921 年）133.3&	0.5	3,484	7.49
	その他	36.5	18.45	**（1929 年，1932 年）5,360♯**	20.23	3,655	7.86
②	東社，得力俄哈，西社	41.66	**21.05**	10,000@	37.74	15,415	33.16
	江南河			1,000@	3.77		
③	鮑家屯，前甸子，二道房	68.32	**34.53**	5,000@	18.87	13,411	**28.85**
その他	塔峪，石文厰	24.9	12.58	1,000@	3.77	5,255	11.3
	塔而丈，臺溝，碾盤，張家甸子，元龍山，小夾邦，龍鳳坎	0	0	4,000@	15.09	4,265	9.17
合計		197.82	100	26,493.3	100	46,484	100

出典：*: 南満洲鉄道株式会社地方部地方課［編］『南満洲米作概況　産業資料 其 1,10（大正 3 年，大正 7 年)』（1914 年）11–15 頁。

@：「撫順要覧」（1923 年）東北亜研究所編輯『満蒙地理学史風俗誌叢書』（景仁文化社，1995 年）165–166 頁。

#：満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1942 年）。

&：1921 年に「古城子，万達屋，新屯，東郷」において大江惟慶が開墾した水田面積である。南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』（東京，龍渓書舎，1977 年）1013 頁。

♯：1932 年に古賀初一が経営していた「搭蓮炭礦の東，心太和，その他」における水田面積（720 畝）と，「西新屯，万達屋方面」で 1929 年に撫順農業公司が開発した水田面積（4,640 畝）を合わせた水田面積を示す。南満洲鉄道地方部農務課『満洲の水田』（1932 年）39 頁，南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』同上，1014 頁。

結された間島協約により，間島省における朝鮮人の開墾地の所有権が認められ，さらに翌年の韓国併合で日本帝国が朝鮮における植民地統治を確立して以降，満洲への朝鮮人移民が加速化していった。[34] ただ，撫順と奉天を結ぶ鉄道が 1908 年に敷設されたにもかかわらず，[35] この時期には在満朝鮮人に対する保護機関がまだ設置されていなかったので，撫順県への朝鮮人移民の流入は限定的であった。朝鮮人の人口動向を見ると，1917 年の時点での県内の朝鮮人の人口は 514 人にすぎなかったのである。[36]

1920 年代を中心とする第二期には水稲開発は徐々に進んだ。1924 年から 1934 年にかけては，水田面積が 27,000 畝から 46,484 畝へ増加した（表 1 を参照）。満鉄附属地外では日本人実業家が商租

（34）朴敬玉『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』前掲書，33–38 頁。

（35）塚瀬進『中国近代東北経済史研究：鉄道敷設と中国東北経済の変化』（東方書店，1993 年）143–147 頁。

（36）外務省政務局編『関東州並満洲在留本邦人及外国人人口統計表』（1918 年）22–23 頁。

契約を通じて土地を獲得して水田開墾を進めており，1930 年には②と③を中心に，約 10 名の日本人実業家が水田開墾に従事した。[37] 第二期の特徴は，在満朝鮮人の迫害問題が発生したことと同時に，水田開発に対する奉天水利局，在満日本領事館の介入が強化されたことにある。1919 年の三・一運動を契機に，南満洲では日本の満蒙侵略政策に反対する抗日運動が広がり，その過程で，在満朝鮮人を日本の侵略政策の先駆であると認識するようになった。20 年代半ばには，日本の満蒙侵略政策に対する警戒は一層強まり，1925 年の「三矢協定」に示されるように，中国側（軍閥政権）は朝鮮人を迫害し，駆逐政策を取った一方，国権回復運動などによって中国人民衆のナショナリズムが高揚した。撫順県の場合，1924 年から 1927 年にかけて，14 件の迫害事件が記録されているが，その中には朝鮮人への立退要求，小作関係の悪化，朝鮮人学校の廃止，中国人農民による堤防の破壊などがあった。[38]

1924 年以降，在満朝鮮人による水稲栽培に対して，奉天省政府は取り締まりを行い続けた。[39] 一方，財政の健全化を目的として，「移住鮮人駆逐ノ方針ナルニ拘ハラズ，多面水利局ハ，常ニ支那側地主ト小作人トノ間ヲ斡旋シ，奨励に努メ，［略］地主支那人対鮮農間ニ紛争事件アリシモ，水利局長ノ斡旋ニ依リ円満解決ヲ告ゲタル実例アリ」[40] と述べられているように，奉天水利局は，20 年代には依然として朝鮮人が中心となる水田開発を奨励しつづけ，農民の協力を獲得しながら農業用水用の引水施設の建設を進展させた。例えば，1921 年に高力管子棵石で，26 年には前甸子で引水施設が建設されたことにより，自然流水の水量が増加した。[41] 日本植民地機構側では，1919 年に在満日本領事館の指導のもと，朝鮮人移民の保護・統制を目的とした撫順朝鮮人民会が設立された。同会は，満鉄附属地外の朝鮮人住民に対して，教育，衛生，金融，産業の支援を実践して，朝鮮人の移住過程を後押しした。[42] また，撫順県における満鉄附属地の場合，満鉄は地方の朝鮮人用の教育事業，水田開墾事業を管理していた。[43] さらに，1921 年 7 月に「在満朝鮮人事項に関する朝鮮総督府外務省間の協定」の締結以降，朝鮮総督府・外務省側の在満朝鮮人に対する「保護・助長」機関が拡充さ

---

(37) 南満洲鉄道殖産部農務課『満洲邦人農業経営者一覧』（1930 年）。

(38) 南満洲鉄道株式会社庶務部調査『支那官憲の在満鮮人圧迫問題』（1929 年）18–19 頁，26 頁。南満洲鉄道株式会長室人事課『在満人圧迫事情』（1928 年）162–163 頁，214 頁，217 頁。朝鮮総督府警務編『在満鮮人と支那官憲：附満洲に於ける排日運動』（1930 年）309 頁，313 頁，316 頁，321 頁，323–324 頁。

(39) 同上，158 頁。

(40) 同上，263–264 頁。

(41) 杜景琴，前掲書，463 頁。

(42) 撫順朝鮮人民会の活動については，外務省『在満朝鮮人概況　在満日本帝国大使館編纂』（1935 年）を参照。

(43) 伊藤一彦「満鉄と在満朝鮮人」山田洋次 [ほか] 著；藤原良雄編集『別冊『環』 満鉄とは何だったのか』（藤原書店，2006 年）79–87 頁。満鉄農務課が設置した農事試験場に関しては，南満洲鉄道地方部庶務課『地方経営梗概，昭和 6 年版』（1931 年）221 頁。湯川真樹江「満洲における米作の展開」前掲論文，329–358 頁を参照。

れた。[44] 以上の在満朝鮮人「保護・統制」機関の設置によって，朝鮮人迫害事件が発生していたにもかかわらず，1921 年～30 年の間には撫順県における朝鮮人人口（ストック）が 1,399 人から 6,022 人へと著しく増加した。[45] 20 年代に徐々に増加していた朝鮮人は，水田開墾の主な労働力を供給し水稲農法を普及させたことにより，この時期の撫順県内の水田開発に著しく貢献した。満洲事変直後の治安の不安定化によって，従来，奥地に居住していた朝鮮人難民は都市市域に避難したが，撫順県では 1931 年から 1933 年にかけては朝鮮人は 2,000 人も増加した。[46] 後述するように，こうした朝鮮人移民の激増は，撫順付近における地主小作関係に影響を与えていた。

第二期には撫順県全体における水田面積が著しく増加したものの，村レベルで見ると水田開墾の進展は不安定であった。撫順県の各村における朝鮮人の人口変動を基礎にして，この点を検討したい。朝鮮人の年次別人口動向を観察すると，増減の激しかった村落があったことが分かる。例えば，渾河の北岸の③地帯に位置する上章党村では，朝鮮人の数が 1921 年に 200 人であったが，1923 年には 70 人にまで減少した。次に 1924 年から 1928 年までに 120 人程度になり，1929 年にはまた 70 人に減り，その後改めて増加し続け 1934 年には 128 人になった。[47] 1923 年と 1929 年には夏の大雨で撫順県が洪水に見舞われたが，上章党村における朝鮮人の数の激減は，水稲耕作が被害を受けて朝鮮人が移動を余儀なくされたことに起因すると思われる。[48] このことから，引水施設の建設に限定されていた排水用灌漑技術が，渾河の不安定な水供給に対していかに不適切であったかが判明する。[49]

第三期（1933 年～1941 年）には，以前から設置されてきた朝鮮人「保護・統制」機関の活動が持続されていた一方で，後述するように，1934 年には奉天水利局が廃止され，撫順県では協和水利社の設置によって，水利組合制度が導入された。この時期の特徴は，30 年代には中国人小作人による水田開墾と利用が普及したことにある。1934 年から 41 年にかけて撫順県における水田の総面積が 46,484 畝から 65,100 畝へと増加したにもかかわらず，撫順県における朝鮮人の総人口は，1931 年から 10 年間でわずかに 8,200 人から 10,870 人への増加に留まった。[50] 従来と比べて，この時期の撫順県における朝鮮人移民の流入ペースが低下した背景には，北満洲方面の交通機関の整備がなされ

---

(44) 金永哲『「満洲国」期における朝鮮人満洲移民政策』（昭和堂，2012 年）95–104 頁。

(45) 外務省政務局編『関東州並満洲在留本邦人及外国人人口統計表』（1921 年）18–23 頁，外務省亜細亜局編『支那在留本邦人及外国人人口統計表』（1930 年）12–16 頁。

(46) 『全満朝鮮人民会連合会会報』第 8 号（1933 年 10 月）27 頁。

(47) 外務省東亜局『満洲国及中華民国在留本邦人及外国人人口統計表』（1934 年）125–127 頁。

(48) 1938 年の洪水の際，鮑家屯，前甸子，小柳河子，小社，興隆街にも朝鮮人数の急激な減少が確認できる。同上。

(49) 南満洲では小作人の流動性が高かったことを考慮すれば，1920 年代における朝鮮人の減少の原因としては，30 年代に本格化する中国人小作人による朝鮮人労働力の代替もあったと考えられる。

(50) 国務院総務庁臨時国勢調査事務局『臨時国勢調査報告　康徳 7 年　第二巻地方編　第 13・14 巻，四平省，奉天省』（1942 年）186–187 頁。

たため，朝鮮人の北満移住が増加したことがある。[51] さらに，満洲国政府が実施した土地政策によって，日本企業による土地の獲得が円滑になった。そこで，満洲国設立以降に満鉄附属地以外の地域において日本企業による水田開発がさらに進展した。[52] 1935 年に実施された調査によれば，撫順県において「朝鮮人水田作付面積」は 1,909.4 町反（約 31,823 畝）で「満洲人水田作付面積」は 360 町半（5,999.9 畝）であった。[53] 水田の中国人小作人の割合が増加してきた背景には，中国人農民の間に水稲栽培の技術移転が行われただけでなく，事変以降の朝鮮人小作人と中国人地主との関係の悪化が存在した（第 3 節を参照）。

次に，撫順県内の①～③の地域とその他の地域についての水田の面積を比較し，撫順県における水田拡張の動態を検討してみよう。表 1 では，1914 年から 1934 年に至る三つの時点の水田面積の統計データをまとめた。上述した撫順県における水田開発の時期区分と関連させると，1914 年の時点は第一期初期に，1923 年の時点は第二期に，1934 年の時点は第三期初頭に位置づけられる。なお，1923 年における水田面積については，①地域における水田面積に関する資料が不足しているため，1914 年と 1934 年の中間期における同地域の水田面積については，1921 年，1929 年，1932 年の時点で①地域に所在した村の水田面積のデータを集めて，代替的に表に取り入れた。表から分かるように，1914 年，23 年，34 年には①～③地域は，県内の水田の総面積の 87.3%，81.2%，77.3%を占め，撫順県の主な水田地帯であったが，その比重がやや縮小する傾向を示した。満鉄附属地内と満鉄附属地外の地域における水田化の推移を検討すると，満鉄附属地内（地図の①地域）の場合，水稲が実験的な段階（第一期初期）にある 1914 年には，この地域における水田面積が県内の総面積の 31%を占めていたことが分かる。第二期と第三期に属する 1923 年と 1934 年の時点に目を移すと，①地域における水田面積は増加し続けているものの，県内の水田総面積における比重は，1923 年には減少し，1934 年には増加を見せつつ，1914 年時点での比重までは戻ることがなかった。満鉄附属地外の地域に目を移すと，②地域（東社河の近くの地域）と③地域（渾河北域）は 3 時点において県内水田総面積の 55.5%，59.2%，62%を占め，その重要な位置を拡大していったことが分かる。

次に，渾河河岸附近地とそれ以外の地域における水田化の推移を検討する際，三点を強調しておきたい。第一に，1910 年代から 30 年代前半にかけて，③地域（渾河北域）では水田面積が増加しつつあったことについて。第二に，その一方で，③地域と満鉄附属地内の①地域の比重が 1923 年の減少と 1934 年の増加を経て，最終的に 1914 年時点での比重までは戻らなかったことについて。第三に，②地域と「その他」の地域を含む渾河河岸附近地以外の地域の水田の比重の推移についてである。1914 年・1923 年・1934 年の②地域と「その他」の地域の比重は，33% → 58% → 52%と変化した。すなわち，同地域の比重は一旦増加してから再度減少したが，1914 年時点との比較において

（51） 金永哲，前掲書，93 頁。
（52） 浅田喬二，前掲書，169–251 頁。
（53） 全満朝鮮人民会連合会『全満朝鮮人民会連合会会報』第 45 号（1936 年 11 月）53 頁。

表 2　撫順県における日本人の拓殖会社（1929 年）

社名・経営主体	地名	開墾開始	面積（1929 年）	灌漑様式	土地関係	小作関係
古賀初一	①心太和村	1925 年	2,823.532 畝	機械灌漑	商租契約	直営，朝鮮人小作人組合，中国人小作人
撫順公司（代表者：山口文雄）	①万達屋	1926 年	481.283 畝	渾河から灌漑溝	商租契約	小作人組合（朝鮮人農家 70 戸）
会名会社大松号	②東社	1915 年	2,350 畝	灌漑排水は水利局の施設	商租契約	日本人 2 人，朝鮮人 28 戸，中国人 4 戸
東洋拓殖会社（代理人：久保孚）	③飽家屯	1923 年	3,449.201 畝	水利局の灌漑排水施設，渾河	所有	小作農家：朝鮮人 7 戸，日本人 1 戸，中国人 1 戸
中島右仲	③前甸子，靠山屯	1918 年	513.369 畝	山間渓流の引用，渾河より水利局の灌漑溝（大夾屯）	商租契約	朝鮮人小作人

出典：南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『満洲に於ける邦人の土地利用状況（満鉄調査資料，第 98 編）』南満洲鉄道，1929 年，52–95 頁。

は，1934 年における同地域の比重は増大しており，23 年からは過半数を占めるようになっていたのである。こうした分析に基づいて言えるのは，第一に撫順県の場合，1932 年までは日本人による農業経営が禁止であった満鉄附属地外において水田化が盛んであったことである。また，1923 年から 1934 年の間の水田面積の増加は，①地域（満鉄附属地内）より，満鉄附属地外の方が著しかった。水利施設によって渾河の河川水を流入させることのできる③地域の水田面積が拡大した一方で，②地域を含めて，東社河などの小川の河川水を流入させた地域の方が，1923 年時点からは撫順県における水田の総面積の中で過半数を占めるようになり，重要な地位を占めるようになったということである。

1934 年以降の撫順県内における地域別の水田化の展開を把握するための手がかりとして，表 2 にまとめた日系拓殖会社の水田経営を検討しておこう。まず，水利施設が渾河の河川水を流入させない水田地帯から始めよう。ここでは会名会社大松号の事例に焦点を当てたい。大松号は東社河から河川水を流入させる②水田地帯に所在していた。1915 年に大松号の代表者・大江以可は中国人地主から 750 畝の土地を 10 ヶ年の契約で租借し，翌年さらに 600 畝の土地を開墾し，21 年には地主と協定して 2,350 畝の土地を商租し契約を更改した。1929 年の時点では撫順県において大松号が経営する水田は 2,350 畝と記録されていたが，1937 年には 13,566.6 畝となり，同社は 8 年間で約 11,200 畝の水田を開墾したことになる。[54] すなわち，大松号の事例は，東社河の河川水が流入する②地域で

は水田化が30年代に渡って続いていたことを示している。次に，馬群村の事例を見てみよう。馬群村は撫順県の東南部（表1では「その他」地域）に位置し，この村では水田開墾が比較的遅く開始された。馬群村水田の特徴は，渾河の河川水を流入させない水利施設が完備していることである。朝鮮人小作人が中国人地主から土地を借りて開墾事業を行ったことによって，馬群村における水田面積は約470畝（1934年）から2,368畝（1942年）に拡張し，8年間で約1,898畝の水田地帯を開墾した。[55] 以上の事例が示すように，渾河から河川水を流入させない水利施設が整備されている地域では，1930年代後半にも水田化が進展していた。

次に，水利施設の整備によって渾河の河川水を流入させる仕組みができた①地域（満鉄附属地内地域）と③地域（渾河北域）に目を移す。1926年に田村壽明，古賀松治などが撫順農業公司（1933年に撫順起業会社に改名）を設立し，満鉄附属地内（①地域）の村落である塔浦，塔湾周辺の引水施設を建設した。これを利用して，渾河流入水により水稲の試作を行ったが，この事業は成功には至らなかった。同年，旱魃が発生したが，これが事業に影響を与えたと考えられる。1928年には龍鳳坎近辺（①地域）で166畝の水田を開発したが，この地域で渾河から農業用水を流入させる水利施設の建設が農民間の紛争を引き起こした。公司は龍鳳坎近辺での水田化事業を中止し，翌年には万達屋近辺（①地域）で1,411畝の土地を借りて，東洋拓殖会社から6万3,000円の債務を負い，85馬力ディーゼル・エンジン灌漑機械を使用して，水田開発をはじめた。1933年には社名が撫順起業会社に改名され，経営する水田面積は4,833.3畝に伸び，4年間で3,422畝の水田地帯を開墾した。[56] 同社の動向から読みとれるように，渾河の引水施設を利用する水田化は停滞局面を迎えたが，それを乗り越えるため，灌漑機械を使用するための投資の増加が必要となっていた。

以下，③地域における水田開墾の事例を検討しておこう。1923年に東洋拓殖会社（表2を参照）が前甸子屯付近で1,284畝の土地に対して商租権を獲得して，1923年には13.66畝の水田を開墾し，1929年には水田面積は約819畝へ増加した。同年，前甸子付近の水田の経営が東亜勧業株式会社（1936年から鮮満拓殖株式会社）の管轄下に移行したが，1941年の鮮満拓殖株式会社の水田経営面積は1929年の時点と同じであった。満洲国において同会社の獲得した土地の総面積が13万7,065町（1932年）から32万9,984町（1940年）へと拡張したことを考慮すれば，③地域における開墾

---

(54) 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『満洲に於ける邦人の土地利用状況（満鉄調査資料，第98編）』（1929年）78–79頁。「大江以可」「満洲紳士録　昭和12年半」芳賀登［ほか］編『日本人物情報大系，満洲編3』（皓星社，2000年）41頁。

(55) 満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1942年）。満洲帝国協和会中央本部調査部『農村分会実態調査報告書，康徳10年度』（1944年）7頁。1934年の水田面積のデータは，馬群丹，救兵台，後腰峯子，西関門山と合わせて計算した。

(56) 南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史　下巻』（龍渓書舎，1977年）1013–1014頁，鈴木邦夫編著『満洲企業史研究』（日本経済評論社，2007年）901頁。撫順起業会社の事業は1936年の時点でも確認できる。

事業に関わった東亜勧業・鮮満拓殖株式会社は前甸子地方において設備投資を行わず，1930 年代には他の地域で水田開発を進めたのである[57]。その背景には，満洲国設立以降，日本人の地主化を阻害する政治的，社会的条件が排除されたことがあった。次に，30 年代における中国人地主の動向を検討するにあたり，中国人地主が組合員となった協和水利社による水田化事業の展開を精査しておこう。1932 年の時点で前甸子付近の農業用水路は未完成であったため，満鉄経済調査会の調査では開田可能の水田面積は約 10,120 畝とされていた[58]。協和水利社による水田化計画の対象地域となった土地面積は約 25,000 畝だったが，1945 年には同組合による開墾の展開はその 30%に至り，11 年間で約 7,500 畝の水田を開墾した[59]。すなわち，③地域における東亜勧業株式会社による水田開発の動向とは異なり，協和水利社が相当な面積の水田開発を進めた。協和水利社による水田開発事業は，以前に築造された引水施設の修理，渾河から河川水を流入させる新しい水路の建設により水田開発を進めたが[60]，灌漑施設の新技術には投資を行っていなかった。

以上のように，撫順県における水田化は，1910 年代前半期に緩慢なペースで増加した後，10 年代末から 40 年代初頭にかけて徐々に増加していった。しかし，拓殖企業は，三つの地域における多様な河川事情には，異なる戦略で対応しようとした。①地域（満鉄附属地内）において水田開墾を試みた一部の日系拓殖企業の動向が示すように，30 年代に入ると渾河の河川流量が不安定になりつつある中で，水田をさらに開発するためには炭鉱水の利用などの水源の多様化，または灌漑機械の設置などの設備投資の増加が必要となった。しかし，③地域においては，東亜勧業・鮮満拓殖株式会社による水田開発が進まず，渾河河岸付近から離れた地域で土地の改良を行うようになった。協和水利社は渾河河岸付近において水田開墾を進めたが，依然として自然流水を引用していたことで，旱魃に対応できる排用水施設の改良を行うことができなかった（3.2. を参照）。

3. 奉天省における農業水利組織

3.1. 奉天省水利局の設置と慣習的な水利組織（1913 年～1933 年）

中国東北部では乾燥農業が発展しており，従来水利施設が利用されていなかった[61]。しかし，20 世

---

(57) 東亜勧業株式会社「東亜勧業株式会社拾年史」（1933 年）波形昭一，木村健二，須永徳武監修『社史で見る日本経済史：植民地編』第 30 巻（ゆまに書房，2004 年）106 頁，高見成 編纂「鮮満拓殖株式会社満鮮拓植株式会社五年史」（1941 年）波形昭一，木村健二，須永徳武監修『社史で見る日本経済史：植民地編』第 15 巻（ゆまに書房，2002 年）92–93 頁。浅田喬二，前掲書，225–239 頁。

(58) 満鉄経済調査会『満洲農業移民方策　立案調査書類』第 2 編第 1 巻第 1 号（1932 年）47 頁。全満朝鮮人民会連合会『全満朝鮮人民会連合会会報』第 2 号（1933 年 4 月）66 頁。

(59) 陳湛綺『民国偽満洲時期東北経済資料双書』第 9 冊（2006 年）40 頁。計画時期は不明。

(60) 杜景琴，前掲書，463 頁。

(61) 天野元之助『中国農業の地域的展開』（1979 年）龍溪書舎，20 頁。

紀初頭に，朝鮮人移民による開墾事業と，水利施設の建設が開始されてからは，満洲においても水利施設の管理が課題となった。[62] 張作霖政権下の奉天省公署は，水利の統制を目的として 1913 年に奉天水利局を設置した。水利局は中央本部に加え，瀋陽県，新民県と撫順県の分局によって構成されていた。新民県では，水田の大地主であった蘇咸亭が水利局局長となった。[63] 水利局の目的は管轄地域における河川治水や農業用水利施設の管理であった。奉天省水利局の「管理用水規則」から農業水利に関する水利局の主要任務を抽出すると，次の三点が挙げられよう。すなわち，第一に農家の登録制度を通じた新田開発統制（第一条），第二に農民が行う灌漑施設建設に対し協力を行うこと（第三条），第三に用水利用の統制（第五条　若シ土地高位ニアリ河川自然流入スル能ハザルトキハ須ク本局ニ報告ノ上事情ノ審査を受ケ臨時ニ水閘ヲ設ケ利益ニ均霑スルヤウニスベシ）である。[64] 1913 年に公布された「徴集水利税局章程」は，管轄区域内の河川利用者に対して水利税課税を命じた（第一条）。特に奉天省各県における水田所有者の一畝当たり洋六角，瀋陽県に関しては十七角の課税を定めた（第四条）。とはいえ，海龍領事館分館の資料によると，「……水利局長ノ談ニ依レハ奉天実業庁ニ於テ決定シタル趣キニテ水利局トシテハ地主ヨリ徴収ニ於テ建前ナルモ実際ハ小作契約ニ基キ水利局折半納付トナル……」[65] とあるように，水利税納入額の半分は朝鮮人小作人が負担していたことが分かる。海龍県をはじめ，奉天省では，水田を経営する朝鮮には「支那……ノ国籍ヲ取得セル者以外土地ノ所有権ナク，又土地ノ借入ニ付テモ種々ノ不利不便」[66] があった。この地域では，水利施設の統制を定めた法律が，水利税の負担の分け方などの点で，中国人地主と朝鮮人小作人との間の関係に深く影響を与えた。

奉直戦争後の 1922 年には，奉天省代理省長を兼ね民政上の権限を事実上張作霖から一任されていた王永江が，奉天省の財政再建と地域経済の保護育成を図った。[67] 数多くの増産政策と，水稲栽培の発展を背景に，水利局の事業もまた拡大の一途をたどり，1922 年には奉天水利局暫行章程の発行により，水利局の管轄は奉天省全域に広がった。水利局は，本部と二つの分局に加え新たに二十余の分局を増設し（第二条）[68]，地方機関強化と官吏増加を通じて，水利局事業の発展を企図した。さら

---

(62) 江夏由樹「1990–1920 年代の中国東北部（旧満洲）における水田開発：水稲文化から見た日本・中国・朝鮮の関係」濱下武志，崔章集編『シリーズ：日韓共同研究叢書 20　東アジアのなかの日韓交流』（慶應義塾大学出版会，2007 年） 171–206 頁。

(63) 東亜勧業株式会社，前掲書，92 頁。

(64) 奥田享，工藤要「満洲水稲作の社会的諸条件」『満鉄調査月報』第 21 巻第 13 号（1941 年 12 月）129–130 頁。

(65) 在海龍副領事松浦興「水利税徴収ニ関スル件」B-E-4-3-1-6_005（外務省外交史料館）。

(66) 朝鮮総督府内務局社会課『満洲及西比利亜地方に於ける朝鮮人事情』（1927 年）413 頁。撫順県の場合，

(67) 澁谷由里「張作霖政権下の奉天省民政と社会」『東洋史研究』第 52 巻第 1 号，84–117 頁。Ronald Suleski, *Civil Government in Warlord China, Tradition, Modernization, and Manchuria*, (New York: Peter Lang, 2002) 81–124 頁。

(68) JACAR（アジア歴史資料センター） Ref.B12082710200,「支那河川改修治水工事関係雑件」（B-3-13-2-24）（外務省外交史料館）。

に，暫行章程は水利に対する水利局の介入を強化した。以前のように水利局の経費を水利税によって賄うことに加え，奉天省公署の財源から水利事業への直接出資の可能性を開いた（第四条）。1925年には水利局が奉天省公署実業庁に併合され，同庁の一分局となって，奉天省公署のより強い監督を受けることになった。こうした水利局の事業拡大方針にもかかわらず，水利局による水利事業は，撫順県をはじめ，奉天城の周辺地域に集中し[69]，他の多くの地域では水利税滞納運動によって農民は水利局に抵抗していたようである。1922年6月，奉天省公署長によって奉天水利局暫行章程を修正する議案を省議会に提出したことに対して，水稲生産に従事する安東県の農民が分局の増設に反対する陳情書を提出した。分局の増設が実施されると，特に重要な水稲生産地である安東県の朝鮮人小作人を中心として，水利税徴収反対運動が勃発した。農民にとって水利局の実施する水利事業と徴税政策には三つの問題があった。第一は，水利税の負担が重かったことである。規則が定めるように，水利税は通例「各県稲田毎畝年当現洋六角」であったが，安東県の場合は一畝当たり年額大洋三角五六分と，かなり高額だった（規則第四条）[70]。第二に，水利税徴収反対運動が問題視したのは，水利局による水利事業の対象地域と非対象地域との間の利害対立が深刻化したことである[71]。水利局の第三の問題は，河川治水の不足を解決できなかったことである。水利局による治水事業が比較的進展していた新民県においてさえ治水施設の整備効果は限定的であった。新民県西公太堡では，水利局が「渾河の堰止及水路の浚渫作業等遅延し用水期に至るも流水を見ざる[72]」と報告していた。

以上のように，水田開発と水利組織は奉天省水利局の主要課題とされていたが，水利局による水利建設は局地的なものに留まり，農民自身の水利施設建設との補完的な形で実施されていた。20世紀前半の南満洲では水路の建設と修繕，利用は「申し合わせ」型の契約によって定められていた。「申し合わせ」型の契約の場合，「水路は借地の形式をとり，水路敷地所有者と水田土地所有者或は耕作者代表とが契約し，所定の借地料を支払っている[73]」。撫順県においても「申し合わせ」型の契約関係が見られた[74]。以上の契約の特徴は，「談合決定」により結ばれていることにあり，また中国人地主と朝鮮人小作人との間で水利建設・修繕費の負担方法が一定にならなかった[75]。しかしながら，い

---

(69) 王樹楠，吴廷燮，金毓黻等纂東北文史双書編集委員会点校 『奉天通志』第3巻（東北文史丛双書編集委員会，1983年）2408–2410頁。東亜勧業株式会社，前掲書，92頁。

(70) 「在満鮮農の危機，水利不法苛税に就て，安東領事館から奉天総領事館へ調査事項送附」『京城日報』1922年12月30日，1923年1月7日。

(71) 同上。

(72) 東亜勧業株式会社，前掲書，97頁。

(73) 奥田享，工藤要，前掲書，140頁。

(74) 例えば，『支那官憲の在満鮮人圧迫問題』は，1927年以降，朝鮮人が経営する「水田灌漑用水溝」が「支那官憲」により強制的に埋め立てられた「撫順新屯の鮮人水田埋立事件」（1929年）の発生を報告している。同報告から分かるように，朝鮮人は小作契約を通じて中国人地主から土地を借り受けて「水田灌漑用水溝」の開墾を行った。南満洲鉄道株式会社庶務課調査部『支那官憲の在満鮮人圧迫問題』（1929年）18頁。

くつかの資料から判断する限り，中国人ナショナリズムが台頭する 1920 年代半ば以降，朝鮮人小作人の負担が重くなったように見える。[76] 洪水などの不慮の事故によって水田が損失を受けた場合には，立会で地主と小作人が適切な解決策を決定することが多かった。ただし，地主の都合により小作契約が打ち切られる習慣も根付いていたことを考慮すると，農業危機の費用負担は，地主と小作人との間で平等に分割されていたとは決して言えない。[77] 朝鮮人小作人は主に中国人地主からの借金で，灌漑施設費を負担した。[78] したがって，中国人地主は水稲耕作に直接関わっていないにもかかわらず，金融面で大きな影響力を行使することができた。

1920 年代の撫順県において，小作人は主な建設費とリスク費用を負担させられるようになったにもかかわらず，「申し合わせ」型の契約に基づき，水田開墾は進められていた。その背景には，第 2 節で見たように撫順県では水利局による水利事業が，小作人による水利施設の建設事業に効果的に働いていたことがある。さらに，水稲栽培技術をもつ朝鮮人移民は 8～10 年間の長期の契約で水田を開墾し，開墾後には契約の更新が 3 年ごとに行われていた。[79] すなわち，水田が相対的に少ない 20 年代までは，朝鮮人は安定的な小作契約で水田を開墾し農業生産に従事していた。

「申し合わせ」型の契約関係の他には，満洲国期において日系拓殖会社による水利組織が展開された。[80] 第 2 節で見たように撫順県では日系拓殖会社が満鉄附属地（①地域）と東社河地域（②地域）で

（75） 奥田享，工藤要，前掲書，140 頁。

（76） 1921 年と 1927 年の調査に基づき，撫順県を含む「奉天付近」における朝鮮人小作人の収支状況を検討してみると，1 天地（0.36864 ha）当たりの支出が 103.1 円から 139.16 円へ増加し，1921 年の収支状況には示されていない「水路修繕費」が 1927 年には小作人の負担となったことが分かる。金正柱編『朝鮮統治史料　第 10 巻』（韓国史料研究所，1971 年）242–244 頁。朝鮮総督府内務局社会課『満洲及西比利亜地方に於ける朝鮮人事情』（1927 年）579–580 頁。また，1929 年，撫順県万達屋村において，中国人地主は朝鮮人小作人に対して，「契約更改期に非ざる」当時，「小作料水溝修理費水利税等に極めて不利なる条件を持ち出した」。南満洲鉄道株式会社庶務課調査部『支那官憲の在満鮮人圧迫問題』（1929 年）19 頁。

（77） 民政部総務司調査科編『在満朝鮮人事情　調査資料三号　大同二年九月』（1933 年）95–97 頁。

（78） 朝鮮総督府は 1922 年に朝鮮人移民の営農資金の機関として撫順朝鮮人金融会を設置し，同金融会は 30 年代に活動を拡張した。朝鮮総督府内務局社会課『朝鮮人事情』（1927 年）622–623 頁。民政部総務司調査科編『在満朝鮮人事情』（1933 年）169–172 頁。全満朝鮮人民会連合会『全満朝鮮人民会連合会会報』34 号（1935 年 12 月）105 頁。さらに，満洲国設定以降，高利貸に圧迫された中国人農民に農業資金を提供するため，1934 年の撫順県において金融合作社が設置された。南満洲鉄道株式会社地方部庶務課編輯『附属地私経済調査報告　昭和 11 年度上半期』南満洲鉄道，1937 年，29 頁。しかし，30 年代中旬の撫順県において金融機関からの負債は比較的少なく，農村金融は地方の地主に依存していた。1934 年に撫順県協和会が県下の 350 戸の中国人と朝鮮人農家を対象にして，農家負債状況に関する調査を行った。同調査によれば，「金融合作社」に借金した農家は 19 戸であった一方で，296 戸の農家は「村民，農家，地主」から負債を負っていたことが分かる。満洲国協和会弁事処『協和運動を二ヶ年顧みて』（1934 年）。

（79） 民国司法行政部編（清水金二郎，張源祥共訳）『支那民事慣習調査報告　上』（大雅堂，1242 年）43 頁。

（80） 奥田享，工藤要，前掲書，136 頁。

特に進出したが，ここでは①地域で水田を開墾した撫順公司の事例に着目し，日本企業による水利組織を検討しておこう。撫順公司は商租契約を通じて中国人地主から土地を獲得し，その土地において朝鮮人小作人組合に水路の建設を下請けに出し，水田を耕作させた。1927 年に撫順公司と朝鮮人小作人組合が締結した契約によると，公司が水門建設費などのすべての事業支出を負担し，組合は勧業用の工事に必要な労力を独占的に供給することになっていた。水利事業に関する「緊急支出」が発生する時，公司と朝鮮人小作人の組合は「協定ノ上相互融通」することとされていた。(81) このように，慣習的な水利組織とは異なり，日系拓殖会社の場合，水利施設費とリスク費用は朝鮮人小作人の負担ではなかった。さらに小作契約は，公司の商租地では，組合に「不都合ナキ限リ引続キ小作セシムル」ことを定めていた。すなわち，中国人地主と朝鮮人小作人が結んだ小作契約と比べると，日系拓殖会社は朝鮮人移民に対してより安定的な契約関係を結んでいたことになる。以上のように，地主が中国人の場合と日本人の場合とでは，水田開墾の費用負担方法に差異があり，前者の方が朝鮮人小作人の負担は重かったのである。

3.2. 奉天省水利局の廃止と「撫順前甸子協和水利社」の結成過程（1933 年～1937 年）

1934 年 3 月，満洲国の奉天省公署は「農業水利組合令」（以下，組合令）の公布によって農業用水利組織に関する組合制度を導入するとともに，これまでの張政権下の水利局および水利税を廃止した。(82) こうして，水利組合制度が導入された。また，小作関係への介入を通じて，撫順県では，満洲国統治機関が水利慣行を再編しようとした。

まず，撫順県における組合令の導入過程と組合の実態を検討しておこう。組合令公布の背景には，第一に満洲国における農民の組織化を目標とした協同組合結成の奨励，第二に満洲国成立期から治外法権撤廃期（1937 年）にかけて，農業水利の指導をめぐって，植民地統治機関同士の摩擦が存在した。(83)「組合令」によれば，奉天省水利組合の目標は「土地を所有する者は其の土地の農業上の水利用増進の為め灌漑排水又は水害予防に必要なる共同の施設を為す」（第一条）ことであった。また組合は水利事業を組合費の徴収によって維持しようとした。さらに組合費は，土地面積と「受益程

---

(81) 南滿洲鉄道株式会社庶務部調査課編『満洲に於ける邦人の土地利用状況（満鉄調査資料，第 98 編）』（1929 年）92 頁。

(82) 偽満洲国地方政府公報匯編『奉天省公署公報　第二巻』（2009 年）525 頁。

(83)「満，蒙各地ニ於ケル朝鮮人ノ農業関係雑件　第六巻（B-E-4-3-1-6_006）（外務省外交史料館）」160–162 頁。水利組合の成立の背景には，満洲国が軍閥の「悪税」の是正を掲げる中で，朝鮮人農民による水利税撤廃の要求がかつてなく高まりを見せたこともあった。「満，蒙各地ニ於ケル朝鮮人ノ農業関係雑件　第二巻（B-E-4-3-1-6_002）（外務省外交史料館）」。1933 年 4 月に満洲国朝鮮人民会全国大会において，新民県の朝鮮人代表者による水利税撤廃をめぐる提案に関しては，全満朝鮮人民会連合会「第五回全満鮮人大会に於ける訓示要領」全満朝鮮人民会連合会『全満朝鮮人民会連合会会報』4 号（1933 年 6 月）58–59 頁を参照。

度ニ依ル等級」に応じて決定された（第八条）[84]。

組合令に関しては，次の二点を強調したい。第一に，組合令は水利費徴収方法の合理化を目標としていたことである。1922 年の奉天水利局暫行章程修正により，水利局本部は奉天省における全県の水利事業を指導することになり，「県」は水利事業と水利費の徴収を行う単位として定められた。水利局主導の水利組織が上述した限界を見せたことによって，1934 年の組合令は中央集権的な水利管理を廃止し，組合による水利事業と水利費の徴収を水利組合員に限定したのである。第二に，組合加入が土地所有者と商租権を公証する者に限定されたことで（「組合令」第二条），組合令が規定した水利制度は，既存の慣行的な水利組織とは相入れないものとなった。結果としては，1930 年代以前の「申し合わせ」型水利組織とは異なり，組合令によって中国人地主が組合員として水利費を負担するようになった。さらに，組合令では組合員資格が地主と商租地を獲得したものに限定された。従来の「申し合わせ」型の契約では，水路を事実上建設しかつ利用することができた朝鮮人小作人は，農業水利組合令施行後には水利組織から排除されていくことになった。

組合令に基づき，奉天省では 1937 年までに康徳水利合作社，興京水利合作社という二つの水利組合が実験的に形成され，さらに五つの県で水利組合設立が申請されていた[85]。一方，小作人が組合加入制から排除された問題に関連して，撫順県における朝鮮人小作人が不満を表明した。特に，1934 年 5 月 21 日から 23 日にかけて開催された第六回全満朝鮮人民会大会では，撫順県朝鮮人代表が組合令の撤廃を求めた。撫順県代表によれば，「水利組合をつくって行く事になれば小作人たる鮮人は百姓が出来なくなるのであります。私の地方に十年六百天地の水田を開墾する為め水溝を設けたのであります。当時地主が半分を出資し，小作人が半分出資したのです。無論朝鮮人は労務出資であります。然るにこの水利組合令が布かれてからこの水路権は遂に満人側に奪われたのであります。それのみならず小作地まで全部巻き上げられたのでありますが，これを見ても本組合令の撤廃は極めて必要な事と考えます[86]」（下線は引用者）。すなわち，組合令が朝鮮人小作人の「水路権」を侵害しているとして，朝鮮人民会を通じて，組合令の撤廃を請願したのである。

撫順県では朝鮮人小作人の要求は受け入れられ，満洲国協和会[87]を組織的に活用して，1934 年 8 月 25 日に合作社「撫順前甸子協和水利社」（以下，協和水利社）が設立された。協和水利社の組合員は渾河北岸地帯（③地域）に所在する前甸子，鮑甸屯，小柳河子，詹家屯の中国人地主と朝鮮人小作人

（84） 全満朝鮮人民会連合会「第六回連合会定期総会」『全満朝鮮人民会連合会会報』第 16 号（1934 年 6 月）110 頁。

（85） 満洲国通信社編『満洲国現勢』（鵬和出版，1937 年）200 頁。

（86） 全満朝鮮人民会連合会「第六回連合会定期総会」『全満朝鮮人民会連合会会報』第 16 号（1934 年 6 月）112 頁。

（87） 満洲国協和会は「民族協和」の実現を掲げた満洲国における唯一の政治団体であった。1932 年に日本人居留人によって結成され，1945 年の敗戦まで住民の組織化に従事していた。1941 年には約 412 万人の会員を集めたとされる。

であり，日本人会員はいなかったようである。協和水利社設立当時は，朝鮮人小作人 118 戸，767 人が組合員となった。協和水利社の規則によれば，組合加入に関しては，「前甸子所在の水溝を利用する地主小作人が［…］一切の権利義務を平等に」（協和水利社規則の第二条）とされ，地主小作間の利害調整が重視された。水溝使用料の徴収に関しては，「一畝ニ付国幣四銭ヲ納入スルコト，［省略］水溝ニ関スル一切ノ費用ハ地主小作人平等ニ負担スルコト」（第六条）とされた。こうして，協和水利社は，慣習的な「申し合わせ」型水利組織で見られたような，朝鮮人小作人による水利施設利用を復活させたのである。一方，「申し合わせ」型水利組織と異なり，中国人地主が水利費を負担することになった点で，協和水利社は奉天省における 1920 年代の水利組織様式とは異なっていた[88]。協和水利社の具体的な目標は，既存の水路と堤防の経営（第二条），「自今水利事業カ順調ニ行ク場合ハ水溝ヲ拡張延長スル事」（第六条）にあった。1932 年には，水利局が鮑甸屯の近くで溝を建設し，渾河北岸地域における灌漑事業を開始していたが，水利局が廃止された後，協和水利社は同事業を継続することとされた[89]。組合の収支は，1935 年を例にとれば，収入は地主・小作人の水溝使用料金約 4,000 円，支出は翌年度の水溝修理費 1,000 円，積立金としての銀行貯金 500 円，協和水利社の消費組合部資金 2,000 円だった[90]。協和水利社には補助金が支給されておらず，地主と小作人が負担する組合費は，組合の唯一の収入源であった。第 2 節で見たように，1929 年に撫順農業公司が 6 万 3,000 円の借入によってディーゼル・エンジン灌漑機械を設置したことを考慮すると，協和水利社の使用できる予算は極めて限定的だった[91]。河川水の供給が不安定である渾河の北南岸（①・③の地域）には，日系拓殖企業の一部が水源を多様化し，または灌漑機械の設置などの設備投資を増やした。しかし，水利局の廃止と組合員の水利費の自己負担を背景にした予算の限界のため，協和水利社は洪水と旱魃に対応できる排用水施設の改良を行うことができなかった。

3.3. 撫順県における水利組織再編：政策的展開とその実態（1937 年～1943 年）

1930 年代末から 40 年代前半にかけて，協和水利社は満洲国産業組合に従属し，水利組織は中央

---

(88) 協和水利社の設立前後，撫順県において地主と小作との間の関係には著しい変化はなかった（3.3. を参照）。例えば，小作料は分益様式で行われ，水稲耕作の地主と小作人との割当は 1933 年に 45％対 55％とされたが，1936 年には 50％対 50％とされた。撫順朝鮮人民会会長允澤「撫順状況」『全満朝鮮人民会連合会会報』第 2 号（1933 年 4 月）120 頁。広瀬進「在満鮮農の社会的諸条件」『満鉄調査月報』第 16 巻第 8 号（1936 年 8 月）119 頁。

(89) 南満洲鉄道地方部農務課『満洲の水田』（1932 年）67 頁。

(90) 満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1934 年）47，48 頁。

(91) 1940 年に『奉天興農合作月刊』で発表された調査によれば，水利組合に関しては「撫順として重大なものは六百人の鮮農を組合員とする水利組合指導助成である。これは資金関係もあり，興農会組織上格別の考慮を要するものと目下研究中である」。すなわち，1940 年には協和水利社の資金問題がまだ解決されていなかった。「興農合作社地区会議概況」『奉天興農合作月刊』第 3 巻第 8 号（1940 年 8 月）76 頁。

集権的な性格をもつようになった。1937 年には治外法権撤廃と街村制の導入による地方行政の改革が施行されるとともに[92]，在満朝鮮人組織である満洲国朝鮮人民会の会員が満洲国協和会に吸収され，同会は解散を余儀なくされた。次に，1930 年代後半における水利組合の政策的展開に目を転じよう。1937 年には満洲国産業部が農事合作社を設置したが，農事合作社の事業内容は，農作物の集約と共同販売，農具などの共同購入と利用，そして必要物資の共同購入などであった。同年に公布された「実行合作社規約に関する件」によれば，「県合作社の生産指導統制の遂行を円滑ならしむるため共助を為す[93]」ものとされ，合作社の末端組織は，満洲国による経済統制の政策的受け皿として位置づけられた。さらに，「農事合作社指導に関する件」（1937 年 8 月 8 日）では，「県を区域とする既存産業団体（例えば農会の如き）に付ては其の県における県合作社の組成を俟って解消し其の機能を行政機関に総合すべき[94]」とされ，30 年代前半に奉天省公署を設置した水利合作社を含む既存の組合は，産業部系の農事合作社へ吸収されることとなった。

米穀の販売統制政策により，従来水利組合が担った事業は産業部の下に置かれた。特に，1939 年に発行された米穀管理法施行規則の「第二章　水田の造成の許可」により，水利組合の目標であった水田開発と水利施設の造成は産業部の管轄となった。協和水利社の満洲国興農部政策への従属化政策は，1943 年 12 月の水利公会設立をもって完了した。興農部に従属する水利公会は，中央水利公会と地方機関である水利公会で構成された。同会の目的は，地方機関を通じて農地の造成と改良を行い，地方レベルで必要な水利と治水事業を施行し，中央機関を通じて用水配分と排水防水の設備維持などの河川治水の管理をすることにあった。組合加入の資格は，一般農地の所有者と国有地及び公有地の使用者に限定されていた。撫順県における水利公会の場合，主要な工事は水溝，貯水池の建設であり，工事予算額は 350 万円であった[95]。貯水池建設という「上から」の巨大な土木事業の計画によって，満洲国産業部に属する水利公会は，前甸子付近の水田への安定的な水供給を確保しようとした。

満洲国興農部への前甸子水利合作社の従属化は 1942 年に行われた。撫順県協和会リーダー丸川順助の封書によれば，「撫順県に水利組合（官製）が出来て，前甸子も強制的に加入させられ，昨，今，明，三年間　四百万円の水田造成に取りかかりました。水利土木請負人は在官中にこれらの計画を自分でたてた興農部のかなりの高官です[96]」ということであった。このように，1930 年代末～40

---

(92) 満洲国における地方行政改革については，奥村弘「『満洲国』街村制に関する基礎的考察」『人文学報』第 66 号（1990 年 3 月）15–39 頁を参照。

(93) 「実行合作社規約に関する件」産業部大臣官房資料科『農事合作社関係資料』94 頁。

(94) 「農事合作社関係資料（康徳四年十二月一日現在）」産業部大臣官房資料科『農事合作社関係資料』49 頁。

(95) 陳湛綺『民国偽満洲時期東北経済資料双書　第 8 冊：農田水利』（2006 年）132–135 頁。

(96) 七月十八日付高木清寿宛丸川順助封書（憲政・高木清寿関係文書 43–56）野村乙二朗『東亜聯盟期の石原莞爾資料』同成社，2007 年，226 頁。

年代の水利行政の再編の中で，1943 年に協和水利社は興農部系の組合へと吸収された。水利合作社は興農部政策の受け皿になるとともに，朝鮮人小作人もまた水利組織から排除されたのである。

おわりに

本稿では，撫順県における水田経営の推移を，辛亥革命期から満洲国後期にかけての水利組織の展開と関連づけて考察してきた。撫順県の事例から分かるように，1910 年代前半には，奉天省公署が水利局を設立して，水利局が主導する農業用水利組織制度を確立し，1920 年代には水利局が農業水利事業に対する介入をさらに強化しようとした。満洲国設立直後には，水利局が廃止され，「奉天省農業水利組合令」は水利組合による農業用水施設の運営を試行的に導入した。しかし，1940 年代に入ると治水と農業用水の運営は，村落を単位とする水利公会を通じたトップダウン型の形態へと移行し，撫順県の水利組合は興農部の政策の受け皿にすぎなくなった。

撫順県の事例に基づくと，奉天省における水利組織の展開について，以下の二点を仮説的に指摘できる。第一に，1930 年代前半において水利組合を規定した政策の背景についてである。先行研究が指摘しているように，食料生産拡張を目指した満洲国は，在満日本人の地主制の安定化と，半国営会社による水田開発の進展を目的とした政策を立てた。本稿で解明したのは，以上の政策に加えて，満洲国が 30 年代前半に中国人地主と朝鮮人小作人の参加する水利組合の結成を奨励していたことである。撫順前甸子協和水利社の事例が示唆するように，水利組合の結成には，満洲国の成立以前に発生した水利事業の行き詰まりを解決する目的があった。特に，水利組合制度は水利事業運営と水利税の徴収権を水利施設利用者に委託することを定めていたことから，水利事業の合理化を目指す政策であったと言える。また同水利組合の規則が，水利事業の負担について，組合員の中国人地主と朝鮮人小作人との間で平等に分担されるように定めていたことに注目したい。こうした規則が示すように，満洲国成立直後の水利組合政策は，当時激しく動揺していた小作関係を安定化させることも目指していたのである。

第二の点は，1930 年代後半における水利組合の再編についてである。協和水利社の動向を検討してみれば，水利公社への水利組合の従属化は，水利組合による不安定な河川治水という失敗を前提にして実施されたことが分かる。本稿では撫順県における三つの水田地帯の推移を比較史的に考察することによって，同県の協和水利社が，管轄地域において水田面積を著しく拡張できたものの，排用水施設の改良を行うことはできなかったことを明らかにした。20 世紀前半の満洲では，森林伐採と河川水需要が増加したため，河川流水は極めて不安定な状態にあり，水田開発には設備投資が必要となった。しかし，水利費が自己負担化された協和水利社では，営業資金が不足していたため，必要な投資ができなかった。協和水利社の事例に基づいて仮説的に取り上げられるのは，満洲における乱開発と資源の枯渇の中，水田に必要な水を確保するためには，30 年代前半に構築された水利

組合の制度では限界があったということである。

渾河下流の河川水を利用しようとした撫順炭鉱と，渾河上流の河川水を利用する農家の間での水利用をめぐる利害衝突の事例が示唆するように，渾河流域における工業化と都市化の進展に伴って，河川水の農業用，飲料用，工業用の河川水利用者間の利害対立が深刻となった。1930 年代後半において満洲国が遂行した水利事業の再編の背景には，多様な河川水利用者の諸利害を調整する，統一的な河川治水機関設立の必要性があったのである。今後は，他の水利組合の動向を検討した上で，撫順県における水利組織の展開を奉天省においてどの程度一般化できるかを確認していきたい。

和文参考文献

浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制：台湾・朝鮮・「満洲」における日本人大土地所有の史的分析』（龍渓書舎，1989 年）（第一版 1968 年）。[Asada, Kyoji, 1989 (1st 1968), *Nihon Teikoku Shugi to Kyu Shokuminchi Jinushisei: Taiwan・Chosen・'Manshu' ni okeru Nihonjin Daitochi Shoyu no Shiteki Bunseki*, Ryuukeishosha. (in Japanese)]

天野元之助『中国農業の地域的展開』（龍渓書舎，1979 年）。[Amano, Motonosuke, 1979, *Chugoku Nogyo no Chiikiteki Tenkai*, Ryuukeishosha. (in Japanese)]

飯塚靖，風間秀人「第七章　農業資源の収奪」浅田喬二，小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配：十五年戦争期を中心に』（時潮社，1986 年）。[Iizuka, Yasushi and Hideto Kazama, 1986, "Dai 7sho Nogyo Shigen no Shudatu", Kyoji Asada and Hideo Kobayashi hen, *Nihon Teikoku Shugi no Manshu Shihai: 15nen Sensouki wo Chushin ni*, Jichosha (in Japanese)]

伊藤一彦「満鉄と在満朝鮮人」山田洋次［ほか著］；藤原良雄編集『別冊『環』　満鉄とは何だったのか』（藤原書店，2006 年）79–87 頁。[Ito, Kazuhiko, 2006, "Mantetsu to Zaiman Chosenjin", Yoji Yamada et al., Yoshio Fujiwara ed., *Bessatsu Kan Mantetsu towa Nandattanoka*, Fujiwara Shoten. (in Japanese)]

江夏由樹「東亜勧業株式会社の歴史からみた近代中国東北地域：日本の大陸進出にみる『国策』と『営利』」江夏由樹［ほか］編　『近代中国東北地域史研究の新視角』（山川出版社，2005 年）43–69 頁。[Enatsu, Yoshiki, 2005, "Toa Kangyo Kabushiki Kaisha no Rekishi kara Mita Kindai Chugoku Tohoku Chiiki–Nihon no Tairiku Shinshutsu ni Miru 'Kokusaku' to 'Eiri"', Yoshiki Enatsu et al. eds., *Kindai Chugoku Tohoku Chiikishi Kenkyu no Shinshikaku*, Yamakawa Shuppansha. (in Japanese)]

江夏由樹「1990–1920 年代の中国東北部（旧満洲）における水田開発：水稲文化から見た日本・中国・朝鮮の関係」濱下武志・崔章集編『日韓共同研究叢書 20　東アジアのなかの日韓交流』（慶應義塾大学出版会，2007 年）171–206 頁。[Enatsu, Yoshiki, 2007, "1990–1920nendai no Chugoku Tohokubu (Kyu Manshu)ni okeru Suiden Kaihatsu: Suito Bunka kara Mita Nihon・Chugoku・Chosen no Kankei", Shiro Hamashita and Choi Jang-Jip eds., *Nikkan Kyodo Kenkyu Sosho 20 Higashi Ajia no nakano Nikkan Koryu*, Keio Gijuku Daigaku Shuppankai, pp. 171–206 (in Japanese)]

奥田享、工藤要「満洲水稲作の社会的諸条件」『満鉄調査月報』第 21 巻第 13 号（1941 年 12 月）。[Okuda, Toru and Kaname Kudo, 1941, "Manshu Suitosaku no Shakaiteki Shojoken", *Mantetsu Chosa Geppo*, vol.21, no.13. (in Japanese)]

奥村弘「『満洲国』街村制に関する基礎的考察」『人文学報』第 66 号（1990 年 3 月）15–39 頁。[Okumura, Hiroshi, 1990, "'Manshukoku' Gaisonsei ni kansuru Kisoteki Kosatsu", *Jinbungakuho*, no.66, pp. 15–39. (in Japanese)]

外務省『在満朝鮮人概況　在満日本帝国大使館編纂』（1935 年）。[Gaimusho, 1935, *Zaiman Chosenjin Gaikyo: Zaiman Nihonteikoku Taishikan Hensan.* (in Japanese)]

外務省亜細亜局編『支那在留本邦人及外国人人口統計表』（1930 年）。[Gaimusho Ajiakyoku hen, 1930, *Shina Zairyu Honpojin oyobi Gaikokujin Jinko Tokeihyo*. (in Japanese)]
外務省政務局編『関東州並満洲在留本邦人及外国人人口統計表』（1918 年, 1921 年）。[Gaimusho Seimukyoku hen, 1918 and 1921, *Kantoshu narabini Manshu Zairyu Honpojin oyobi Gaikokujin Jinko Tokeihyo*. (in Japanese)]
外務省東亞局『満洲国及中華民国在留本邦人及外国人人口統計表』（1934 年）。[Gaimusho Toakyoku, 1934, *Manshukoku oyobi Chukaminkoku Zairyu Honpojin oyobi Gaikokujin Jinko Tokeihyo* (in Japanese)]
金永哲『「満洲国」期における朝鮮人満洲移民政策』（昭和堂, 2012 年）。[Kim, Youngcheol, 2012, '*Manshukoku' ki ni okeru Chosenjin Manshu Imin Seisaku*, Showado. (in Japanese)]
澁谷由里「張作霖政権下の奉天省民政と社会」『東洋史研究』（1993 年 6 月）第 52 巻第 1 号，84–117 頁。[Shibutani, Yuri, 1993, "Cho Sakurin Seikenka no Hotensho Minsei to Shakai", Toyoshi Kenkyu, vol.52, no.1, pp. 84–117. (in Japanese)]
白田拓郎「一九一〇年代『満洲』水田事業」『日本歴史』第 737 号（2009 年 10 月）64–80 頁。[Shirata, Takuro, 2009, "1910nendai 'Manshu' Suiden Jigyo", *Nihon Rekishi*, no.737. (in Japanese)]
鈴木邦夫編著『満洲企業史研究』（日本経済評論社，2007 年）。[Suzuki, Kunio hencho, 2007, *Manshu Kigyoshi Kenkyu*, Nihon Keizai Hyouronsha. (in Japanese)]
関口覺「農業水利権をめぐる合意形成の展開過程：群馬県藤岡市三名川貯水池の事例を中心に」『農村研究』第 102 号（2006 年 3 月）42–56 頁。[Sekiguchi, Satoru, 2006, "Nogyo Suiriken wo meguru Goikeisei no Tenkaikatei: Gunmaken Fujiokashi Sannakawa Chosuichi no Jirei wo Chushin ni", *Noson Kenkyu*, no.102, pp. 42–56. (in Japanese)]
高見成編纂『鮮満拓殖株式会社満鮮拓植株式会社五年史』（1941 年）。[Takami, Shigeru, 1941, *Senman Takushoku Kabushiki Kaisha Mansen Takushoku Kabushiki Kaisha 5nenshi*. (in Japanese)]
朝鮮総督府警務編『在満鮮人と支那官憲：附満洲に於ける排日運動』（1930 年）。[Chosen Sotokufu Keimu hen, 1930, *Zaiman Senjin to Shina Kanken: Fu, Manshu ni okeru Hainichi Undo*. (in Japanese)]
朝鮮総督府内務局社会課『満洲及西比利亜地方に於ける朝鮮人事情』（1927 年）。[Chosen Sotokufu Naimukyoku Shakaika, 1927, *Manshu oyobi Shiberia Chiho ni okeru Chosenjin Jijo*. (in Japanese)]
塚瀬進『中国近代東北経済史研究：鉄道敷設と中国東北経済の変化』（東方書店, 1993 年）。[Tsukase, Susumu, 1993, *Chugoku Kindai Tohoku Keizaishi Kenkyu: Tetsudo Fusetsu to Chugoku Tohoku Keizai no Henka*, Toho Shoten. (in Japanese)]
東亜勧業株式会社『東亜勧業株式会社拾年史』（1933 年）。[Toa Kangyo Kabushiki Kaisha, 1993, *Toa Kangyo Kabushiki Kaisha 10nenshi*. (in Japanese)]
永井リサ「第三章　消えた豹の森：鴨緑江流域森林開発から見た中国東北森林消尽過程」井上貴子編著『森林破壊の歴史』（明石書店，2011 年）84 頁。[Nagai, Risa, 2011, "Chapter 3　Kieta Hyo no Mori: Oryokuko Ryuiki Shinrin Kaihatsu kara Mita Chugoku Tohoku Shinrin Shojin Katei", Takako Inoue ed., *Shinrin Hakai no Rekishi*, Akashi Shoten. (in Japanese)]
中兼和津次「旧満洲（現東北三省）の地域別農業生産構造：地域別中国研究への一接近」『一橋論叢』第 87 巻第 5 号（1982 年 5 月）606–628 頁。[Nakagane, Katsuji, 1982, "Kyu Manshu (Gen Tohoku 3sho) no Chiikibetsu Nogyo Seisan Kozo: Chiikibetsu Chugoku Kenkyu heno Ichi Sekkin", *Hitotsubashi Ronso*, vol.87, no.5, pp. 606–628. (in Japanese)]
波形昭一，木村健二，須永徳武監修『社史で見る日本経済史：植民地編』第 15 巻，第 30 巻（ゆまに書房，2004 年）。[Namikata, Shoichi, Kenji Kimura, and Noritake Sunaga kanshu, 2004, *Shashi de Miru Nihon Keizaishi: Shokuminchi hen*, vols.15, 30, Yumani Shobo. (in Japanese)]
野村乙二朗『東亜聯盟期の石原莞爾資料』同成社，2007 年。[Nomura, Otojiro, 2007, *Toa Renmeiki no Ishihara Kanji Shiryo*, Douseisha. (in Japanese)]
芳賀登［ほか］編『日本人物情報大系　満洲編 3』（皓星社，2000 年）。[Haga, Noboru (hoka) hen, 2000,

Nihon Jinbutsu Joho Taikei, Manshu hen 3, Koseisha. (in Japanese)]
朴敬玉「朝鮮人移民の中国東北地域への定住と水田耕作の展開：1910～20 年代を中心に」『現代中国，研究年報』第 82 号（2008 年）67–80 頁。[Paku, Kyonoku, “Chosenjin Imin no Chugoku Tohoku Chiiki eno Teiju to Suiden Kosaku no Tenkai: 1910–20nendai wo Chushin ni”, *Geidai Chugoku, Kenkyu Nenpo*, no.82, pp. 67–80. (in Japanese)]
朴敬玉「満洲国における『安全農村』の建設と朝鮮人農民：濱江省珠河県河東村を中心に」『近きに在りて』第 57 号（2010 年 6 月）68–82 頁。[Paku, Kyonoku, 2010, “Manshukoku ni okeru ‘Anzen Noson’ no Kensetsu to Chosenjin Nomin: Hinkosho Shugaken Katomura wo Chushin ni”, *Chikaki ni Arite*, no.57, pp. 68–82. (in Japanese)]
朴敬玉『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』（御茶の水書房，2015 年）。[Paku, Kyonoku, 2015, *Kindai Chugoku Tohoku Chiiki no Chosenjin Imin to Nogyo*, Ochanomizu Shobo. (in Japanese)]
橋内徳治「河水統制事業に就いて」満洲土木学会『土木満洲』第 1 巻第 9 号（1941 年 12 月）。[Hashiuchi, Tokuji, 1941, “Kasen Tosei Jigyo ni tuite”, Manshu Doboku Gakkai, *Doboku Manshu*, vol.1, no.9. (in Japanese)]
浜口裕子『日本統治と東アジア社会：植民地期朝鮮と満洲の比較研究 』（勁草書房，1996 年）209–242 頁。[Hamaguchi, Yuko, 1996, *Nihon Tochi to Higashi Ajia Shakai: Shokuminchiki Chosen to Manshu no Hikaku Kenkyu*, Koiso Shobo. (in Japanese)]
広瀬進「在満鮮農の社会的諸条件」『満鉄調査月報』第 16 巻第 8 号（1936 年 8 月）。[Hirose Susumu, 1936, “Zaiman Senno no Shakaiteki Shojoken”, *Mantetsu Chosa Geppo*, vol.16, no.8. (in Japanese)]
満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1942 年）。[Manshukoku Kyowakai Bujun Benjisho, 1942, *Kyowa Undo 2kanen wo Kaerimite.* (in Japanese)]
満洲事情案内所編『満洲河川誌』（1940 年）。[Manshu Jijo Annaisho hen, 1940, *Manshu Kasenshi.* (in Japanese)]
満洲帝国協和会中央本部調査部『農村分会実態調査報告書　康徳 10 年度』（1944 年）。[Manshu Teikoku Kyowakai Chuohonbu Chosabu, 1944, *Noson Bunkai Jittai Chosa Hokokusho, Kotoku 10nendo.* (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社会長室人事課『在満人圧迫事情』（1928 年）。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Kaichoshitsu Jinjika, 1928, *Zaimanjin Appaku Jijo.* (in Japanese)]
南満州鉄道株式会社経済調査会『満洲農業資源調査報告』第 1 巻，第 2 巻，第 4 巻，第 5 巻（1935 年）。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Keizai Chosakai, 1935, *Manshu Nogyo Shigen Chosa Hokoku*, vols.1, 2, 4, 5. (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社庶務部調査課『支那官憲の在満鮮人圧迫問題』（1929 年）。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Shomubu Chosaka, 1929, *Shina Kanken no Zaiman Senjin Appaku Mondai.* (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『満洲に於ける邦人の土地利用状況（満鉄調査資料，第 98 編）』（1929 年）。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Shomubu Chosaka hen, 1929, *Manshu ni okeru Hojin no Tochi Riyo Jokyo (Mantetsu Chosa Shiryo, no.98).* (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社鉄道総局調査局調査課編『満洲農産統計　昭和 15 年』（1940 年）。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Tetsudo Sokyoku Chosakyoku Chosaka hen, 1940, *Manshu Nosan Tokei, Showa 15nen.* (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史　下巻』（龍渓書舎，1977 年）。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Sosaishitsu Chihobu Zanmu Seiri Iinkai, 1977, *Mantetsu Fuzokuchi Keiei Enkaku Zenshi, Gekan*, Ryuukeishosha. (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社地方部庶務課『地方経営梗概　昭和 6 年版』（1931 年）。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Chihobu Shomuka, 1931, *Chiho Keiei Kogai, Showa 6nenban.* (in Japanese)]

南満洲鉄道株式会社地方部庶務課編輯『附属地私経済調査報告　和 11 年度上半期』(1937 年)。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Chihobu Shomuka, henshu, 1937, *Fuzokuchi Shikeizai Chosa Hokoku, Showa 11nendo Kamihanki.* (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社地方部地方課『南満洲米作概況　産業資料其一　大正三年』(1914 年)。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Chihobu Chihoka, 1914, *Minami Manshu Beisaku Gaikyo, Sangyo Shiryo, Sono 1, Taisho 3nen.* (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社地方部農務課『満洲の水田　産業資料其十四』(1932 年)。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Chihobu Nomuka, 1932, *Manshu no Suiden, Sangyo Shiryo, Sono 14.* (in Japanese)]
南満洲鉄道株式会社地方部農務課『南満州鉄道附属地農事統計』(1934 年)。[Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha Chihobu Nomuka, 1934, *Minami Manshu Tetsudo Fuzokuchi Noji Tokei.* (in Japanese)]
南満洲鉄道経済調査会『満洲農業移民方策　立案調査書類』第 2 編第 1 巻第 1 号 (1932 年)。[Minami Manshu Tetsudo Keizai Chosakai, 1932, *Manshu Nogyo Imin Hosaku, Ritsuan Chosa Shorui*, Dai 2hen, vol.1, no.1. (in Japanese)]
南満洲鉄道殖産部農務課『満洲邦人農業経営者一覧』(1930 年)。[Minami Manshu Tetsudo Shokusanbu Nomuka, 1930, *Manshu Hojin Nogyo Keieisha Ichiran.* (in Japanese)]
民国司法行政部編 (清水金二郎, 張源祥共訳)『支那民事慣習調査報告　上』(大雅堂, 1942 年)。[Minkoku Shiho Gyoseibu hen (Shimizu, Kinjiro and Cho Gensho kyoyaku), 1942, *Shina Minji Kanshu Chosa Houkoku, Jo*, Taigado. (in Japanese)]
民政部総務司調査科編『在満朝鮮人事情　調査資料三号　大同二年九月』(1933 年)。[Minseibu Somushi Choska hen, 1933, *Zaiman Chosenjin Jijo, Chosa Shiryo 3go, Daido 2nen 9gatsu.* (in Japanese)]
山本晴彦『満洲の農業試験研究史』(農林統計出版, 2013 年)。[Yamamoto, Haruhiko, 2013, *Manshu no Nogyo Shiken Kenkyushi*, Norin Tokei Shuppan. (in Japanese)]
山本有造「『満洲国』農業生産力の数量的研究」『アジア経済』第 38 巻第 12 号 (1997 年 12 月) 32–47 頁。[Yamamoto, Yuzo, 1997, "'Manshukoku' Nogyo Seisanryoku no Suryoteki Kenkyu", *Ajia Keizai*, vol.38, no.12, pp. 32–47. (in Japanese)]
湯川真樹江「満洲における米作の展開 一九一三－一九四五：満鉄農事試験場の業務とその変遷」『史學』第 80 巻第 4 号 (2011 年 12 月) 329–358 頁。[Yukawa, Makie, 2011, "Manshu ni okeru Beisaku no Tenkai 1913–1945: Mantetsu Noji Shikenjo no Gyomu to sono Hensen", *Shigaku*, vol.80, no.4, pp. 329–358. (in Japanese)]
李海訓「近代東北アジアにおける寒冷地稲作と優良品種の普及：もう 1 つの「緑の革命」」『社会経済史学』第 79 巻第 2 号 (2013 年 8 月) 213–233 頁。[Li Kaikun, 2013, "Kindai Tohoku Ajia ni okeru Kanreichi Inasaku to Yuryo Hinshu no Hukyu: Mou 1tsu no 'Midori no Kakumei' ", *Shakai Keizai Shigaku*, vol.79, no.2, pp. 213–233. (in Japanese)]

要旨: 本稿は奉天省撫順県を事例として，1910 年代から 1940 年代にかけての中国東北部における水田化の実態と農業用水利組織の動向を，河川の自然的条件にも留意して明らかにしたい。特に撫順県における満洲国下の水利組合の設置過程と，地方の水田化に対する水利組合の役割について考察する。本稿の分析により，水利組合の結成には，満洲国の成立以前に発生した水利事業の行き詰まりを解決し，水田経営の安定化を図る目的があったことが実証された。

キーワード: 満洲，水稲栽培，水利組織，満洲国協和会，奉天省撫順県